

左京区選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和43年4月18日左京区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のとおり改正します。

平成26年8月29日

左京区選挙管理委員会

委員長 中 面 清 和

第25投票区の項中「京福電鉄」を「叡山電鉄」に改め、「岩倉下在地町の一部（叡山電鉄鞍馬線以南の区域）」を削り、「岩倉西河原町の一部（叡山電鉄鞍馬線以南及び313番地の区域）」を「岩倉西河原町の一部（313番地の区域）」に改め、「岩倉西河原町の一部（313番地の区域）」の右に「，岩倉中河原町，岩倉南河原町」を，「岩倉木野町の一部（200番地～266番地の区域を除く。）」の右に「，岩倉南木野町，岩倉三笠町」を，「岩倉忠在地町の一部（叡山電鉄鞍馬線以南の区域）」の右に「，岩倉北四ノ坪町」を，「岩倉南四ノ坪町」の右に「，岩倉北桑原町」を，「岩倉北池田町」の右に「，岩倉北平岡町」を加える。

第26投票区の項中「京福電鉄」を「叡山電鉄」に改め，「岩倉下在地町の一部（叡山電鉄鞍馬線以北の区域）」を「岩倉下在地町」に，「岩倉西河原町の一部（叡山電鉄鞍馬線以南及び313番地の区域を除く。）」を「岩倉西河原町の一部（313番地の区域を除く。）」に改める。

（左京区選挙管理委員会事務局）